

利用される皆さんへ

飯田市ファミリー・サポート・センター

利用料補助事業 が始まりました

「ひとり親世帯（家庭）等」の方が、
飯田市ファミリー・サポート・センターを利用して育児支援を受けた場合、利用料の半額を補助します。（月 1 万円を上限）

◎補助対象者

児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準にあるひとり親世帯（家庭）等のうち、飯田市の住民基本台帳に記載されている方

◎補助額

協力会員に支払った利用料の 1/2（月 1 万円を上限）

◎補助の対象期間

登録申請した月の初日以降の利用分から

（例：4/1 の利用分から補助を受ける場合 → 4/31 までに登録申請してください）

◎申請方法

市役所子育て支援課家庭係までお越しいただき、必要書類をご記入ください。

手続きの流れ

※ サポートを受ける前に①の申請を行います。（家庭係窓口で記入）

① 「利用料補助対象者登録申請書」（様式第 1 号）



（持ち物）印鑑、通帳の写し

（サポート利用後一旦利用料を支払います。②③を家庭係へ提出します）

② 「利用料補助金交付申請書」（様式第 3 号）

③ 「実績報告書」（様式第 4 号）・・・（利用した年度の翌 4 月末日までに提出）



④ 指定された口座へ入金します

※ご不明な点はぜひお問い合わせください

～問合せ先～

飯田市健康福祉部 子育て支援課

電話 0265-22-4511

家庭係（内線 5743）、子育て支援係（内線 5343）